障精発 0330 第１号
令和５年３月 30 日

都道府県
各　　障害保健福祉主管部（局）長　殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課長
（　公　印　省　略　）

「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第 104 号）において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が一部改正されたことに伴い、「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」の一部改正について」（令和５年３月２日付障精発 0302 第１号）を発出したところですが、新旧対照表については、文言適正化等のため、別添のものとします。

これらは、令和５年４月１日から適用されますので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。